

- 羽村市小口零細企業資金融資
 羽村市中小企業資金融資

東京都制度融資 連携確認書

申込者	住所または所在地	
	名 称	
	代 表 者 名	
融資種別	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金 <input type="checkbox"/> 環境配慮資金 <input type="checkbox"/> 開業資金 <input type="checkbox"/> 一本化借換資金	
融資金額	万円	償還期間 年 ヵ月

※都制度と連携する場合には基本要件として、市で定める要件の他に、下記の要件を満たす必要がある。

- ア. 事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。
 ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
- イ. 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

	融資種別	都制度との連携可否
小口零細企業資金融資	運転資金	都制度〔小口〕で連携可（都保証料補助 1/2）
	設備資金	※ただし、都制度〔小口支援特例〕で償還期間 3 年以内の場合は 連携不可
	環境配慮資金	連携不可
	開業資金	都制度〔創業〕で連携可（都保証料補助 2/3） ※ただし、償還期間 3 年以内の場合、及び都制度〔創業支援特例〕の場合は 連携不可 ※創業前にあつては、1 か月以内に新たに個人で又は 2 か月以内に新たに会社を設立して、羽村市内で事業を始めようとする具体的計画を有していること。
	一本化借換資金	連携不可
中小企業資金融資	運転資金	連携不可
	設備資金	都制度〔設備投資〕で連携可（都保証料補助 2/3）
	環境配慮資金	連携不可
	開業資金	都制度〔創業〕で連携可（都保証料補助 2/3） ※ただし、都制度〔創業支援特例〕で償還期間 5 年以内の場合は 連携不可 ※創業前にあつては、1 か月以内に新たに個人で又は 2 か月以内に新たに会社を設立して、羽村市内で事業を始めようとする具体的計画を有していること。
	一本化借換資金	連携不可

申込み予定の本融資にあつては、上記のとおり東京都制度融資と連携が可能であることを確認しました。

令和 年 月 日

羽村市 産業環境部 産業振興課長 印